

令和2(2020)年産米・大豆・そば・麦のモニタリング検査について

令和2(2020)年3月30日

農 政 課

I 基本的な考え方

- 国のガイドラインやこれまでのモニタリング検査結果を踏まえ、モニタリング検査を継続し、放射性物質の低減状況を確認する。

II 検査の概要

1 検査時期

出荷開始前から出荷初期段階

2 検査区域及び検査密度 ※

(1) 米

検査区域	検査密度	検査点数 (見込み)
JA 区域 (9 地域)	JA 区域ごとに1点	9

(2) 麦 (小麦、二条大麦(ビール用を含む)、六条大麦 ※はだか麦は大麦を含む)

検査区域	検査密度	検査点数 (見込み)
市町	作付面積1位の市町 1点	3
ロットの選定方法	検査区域で作付けされている最初のロット(1点)を選定	

(3) 大豆

該各市町	検査密度	検査点数 (見込み)
JA 区域 (9 地域)	JA 区域ごとに1点	9

(4) そば

作期	該各市町	検査密度	検査点数 (見込み)
夏そば	吸収抑制対策実施市町(那須町)	市町ごとに1点	1
秋そば	JA 区域 (9 地域)	JA 区域ごとに1点	9

※吸収抑制対策実施市町を含む区域の場合は、該各市町で実施

3 検査方法

(1) 検査計画の作成

各農業振興事務所は、市町、集荷団体等と協議の上、管内の検査計画を【穀類計画様式】により作成する。（採取地点の選定にあたっては、放射性セシウムを含む農産物が生産される可能性が高いと考えられる地点を優先する。）

(2) サンプルング

農業振興事務所は、市町、集荷団体等と連携し、検査計画に基づき、収穫、乾燥・調製された生産物を出荷前の段階でサンプルングする。

(3) サンプル搬送

農業振興事務所が直接または宅配業者を利用し、農業試験場に搬入する。

(4) 検査

ア 農業試験場において、ゲルマニウム半導体検出器により測定する。

イ 検査結果は、農業試験場がサンプルを受け取った日を含めて2~3日で判明する。

(5) その他

ア 個出荷(自家加工原料等)麦 及び 規格外麦の取扱い

農業振興事務所は、農協等の集荷業者を通さずに販売する麦や規格外麦があるかどうか情報収集し、全てのロットを対象とした検査を実施することとなった場合は、当該地域の規格外麦も含め全てのロットについて検査を実施する。

イ 種子用麦の取扱い

食用に販売しない限り、検査不要とする。

4 検査結果の取扱い

(1) 50Bq/kg超(100Bq/kg 以下)の放射性セシウムが検出された場合、栽培管理の状況や周辺ほ場の調査を行ない、地域的な広がりを確認した際には、市町単位は旧市町村の水準にする等、検査を強化する。

(2) 検査区域で100Bq/kg 超が検出された場合、さらに詳細な検査を行ない、基準値を超える放射性セシウムが再度検出される等、地域的な広がりを確認した際には、当該区域の出荷自粛を要請する。

(3) 結果の伝達

ア 県は検査結果を確認し、関係市町・団体に通知するとともに公表する。

(県ホームページ、農政部ツイッター)

イ 市町は、集荷団体等と連携し、生産者へ広く周知する。

ウ 基準値超過の場合等は、報道発表と併せて、関係機関・団体に速やかに情報提供する。

